



Contents

- P 2 「平成 30 年 7 月豪雨関連情報」について
- P 4 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）へのパブリックコメントの結果等について
- P 6 「融資に関する検査・監督実務についての研究会」の設置・開催について
- P 6 投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI について
- P 7 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」の開催について
- P 8 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について
- P 9 全国信用金庫大会（於：経団連会館）
- P 10 ミャンマー計画財務省に対する保険セクター支援計画の手交
- P 12 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 17 お知らせ

「平成 30 年 7 月豪雨関連情報」について

平成 30 年 7 月豪雨によりお亡くなりになられた方々に対し改めて衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆さまに対して心よりのお見舞いを申し上げます。

金融庁では、ウェブサイト上に「平成 30 年 7 月豪雨関連情報」ページを開設し、以下のような被災者の皆さまに役立つ情報を提供しています。

1. 平成 30 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤルについて

- 金融庁では、平成 30 年 7 月豪雨発生に際し、被災者の皆様が金融機関のどの窓口にお問い合わせをすればいいのかということのご照会、あるいは、金融機関とのお取引に関するご相談等を受け付けるため、「平成 30 年 7 月豪雨金融庁相談ダイヤル」を開設しました。金融機関とのお取引に関してご心配なことがある場合には、お気軽にご相談ください。

0120-156811 (フリーダイヤル) 【平日 10:00~17:00】

※ IP 電話からは 03-5251-6813

2. お金を借りておられる皆さまへ

- 金融機関は、災害の影響を直接、間接に受けておられる方から、借入金の返済猶予等や、つなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努めています。
- 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にするなど、弾力的・迅速な対応に努めています。
- 住宅ローンの返済ができなくなったなどの場合は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。
- 被災者の方からの相談対応として、休日対応を含む相談窓口等を設置しています。
- 地域経済活性化支援機構 (REVIC) は、被災された事業者のみなさまの事業再建をはじめ、被災地の復旧・復興支援の一環として、広島県に相談窓口の拠点 (中国・四国拠点) を開設しています。

3. 保険に加入されている皆さまへ

- 保険会社等では、保険金等の簡易迅速なお支払いに努めています。
- 被災された方からの申し出があれば、保険料の払込みの猶予等を行っています。
- 保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書¹の提出は原則不要です。
- 保険証券や届出印鑑等を紛失してしまった場合でも、それぞれの状況に応じた柔軟な対応を行っています。契約している保険会社が分からない場合については、生命保険協会、日本損害保険協会又は外国損害保険協会にご照会ください。

4. その他の情報

① 被災者の方の口座開設について

- 平成 30 年 7 月豪雨で被災した方が、金融機関に口座を開設しようとするときの本人確認の方法として、通常の本人確認の方法が困難な時は、当分の間、当該顧客からの申告によることができます。

② 義援金に関して

- 今回の平成 30 年 7 月豪雨に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限り）について、200 万円以下のものに限り、取引時確認が免除されます。
- 過去の災害・震災時には、義援金の募集を装った振り込め詐欺等が多数認められており、今回の豪雨においても同様に、皆様の善意に乗じた卑劣な犯罪が発生する恐れがあります。義援金等を装った詐欺に遭わないよう、十分にご注意ください。
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会及びゆうちょ銀行では、指定する義援金口座への窓口振込手数料を無料としています。詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

[全国銀行協会](#) [全国地方銀行協会](#) [第二地方銀行協会](#)
[全国信用金庫協会](#) [全国信用組合中央協会](#) [ゆうちょ銀行](#)

③ 金融機関等への要請事項について

- [平成 30 年 7 月豪雨にかかる災害の現状等を踏まえた金融の円滑化等について](#)（8 月 8 日）

- [平成 30 年 7 月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等について](#)（7 月 16 日）
- [平成 30 年 7 月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について](#)（7 月 13 日更新）

上記のほか、「平成 30 年 7 月豪雨関連情報」ページでは、金融庁・金融機関等の対応状況として、被災地域の金融機関の状況、金融庁及び財務局の震災対応に関する諸施策並びに金融業界の対応についての情報をご覧になることができます。当該情報は、日々更新しています。また、情報を更新した際には、金融庁 Twitter でも情報発信を行っております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトのトップページから「[平成 30 年 7 月豪雨関連情報](#)」「[金融庁 Twitter](#)」にアクセスしてください。

「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）へのパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）について、平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 2 月 14 日にかけて意見募集を行い、52 の個人及び団体より 282 件の御意見をいただきました。

また、意見募集期間中に、全預金取扱金融機関（銀行・信金・信組・労金）・監査法人等を対象に、全国で対話会（延べ 60 回）を開催し、既に行われている創意工夫を御紹介いただくと共に、実情やお悩み、懸念など様々な御意見をお聞かせいただきました。

パブリックコメントや対話会でお寄せいただいた御意見を踏まえ、必要な追記・修正を行い「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を策定しました。

引き続き、金融庁・財務(支)局が一体となって、金融機関との建設的で双方向の対話を続けながら、金融行政の質を継続的に高めていきます。

○パブリックコメントでお寄せいただいた主な御意見及び今後の具体的な取組みについて

パブリックコメントでは、主に、「当局の考えの押し付けや思い込みによる行政とならないようにしてほしい。」「考え方だけではなく、モニタリング結果の還元をしてほしい。分野によっては具体的な基準の提示もしてほしい。」といった御意見をいただき、正確な実態把握に基づいて、課題に応じた対応を行う旨を追記いたしました。

新しい検査・監督に当たっては、金融庁内部において、関係する幹部も含めた重層的・多角的な内部確認態勢を整備し、組織として品質管理する仕組みを強化していきます。その際、幅広い関係者からの意見・提言・批判等に対して金融行政の継続的な改善が可能となるよう、以下のような取り組みを進めています。また、今後更に必要な取り組みがあれば対応を進めていきます。

- 金融モニタリング有識者会議において、外部有識者による継続的な議論を行い、批判・指摘を検査・監督へ活用
- 金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や各種サポートデスク、金融機関からの相談対応の一層の充実
- これまでの検査モニターを廃止し、新たに、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価の実施
- 意見申出制度について、オフサイトを含めたモニタリングにおける対話・議論を対象とするものへの見直し

また、新しい検査・監督を実現するためには、財務局を含めた検査・監督に携わる一人ひとりの職員が、新しい検査・監督の考え方をしっかりと理解した上で、専門分野におけるスキル・知識の高度化や、「実質・未来・全体」を実現するための対話力の向上といった、資質の向上を図っていく必要があります。こうした観点から、金融庁では、以下の取り組みを順次進めていきます。

- 専門分野におけるスキル・知識向上を図るための人事ローテーションの長期化（同一専門分野内での人事異動を含む）
- 知識習得のための研修に加え、新たな課題を探索し、解決のための戦略を策定する能力や対話力の向上を図るための研修を含めた、研修のあり方の見直し
- 最先端の知見を取り入れるため、優れた外部専門人材を積極的に登用
- 金融機関のシニアマネジメントクラスと深度ある対話を行う能力等、新しい検査・監督に対応したスキルや能力が求められる主任クラスの職務については、当該スキルや能力を有すると認められる適任者を配置する等の能力主義の人材配置

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）へのパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 30 年 6 月 29 日）にアクセスしてください。

「融資に関する検査・監督実務についての研究会」の設置・開催について

検査・監督基本方針では、資産分類と償却・引当について、現状の実務を出発点に、今後の改善の道筋としてどのようなことが考えられるか、金融機関、公認会計士、有識者等との検討を進めるとしています。

これを踏まえ、よりの確な将来見通しに基づく引当も可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について議論、整理するため、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置し、第 1 回を平成 30 年 7 月 4 日に開催しました。

今後、金融庁では、本研究会での議論を踏まえ、融資に関する検査・監督実務の「考え方と進め方」をとりまとめ、幅広い関係者と対話を行っていく予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から『[「融資に関する検査・監督実務についての研究会」の設置・開催について](#)』（平成 30 年 6 月 29 日）にアクセスしてください。

投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI について

金融庁では、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要である、との認識の下、平成 29 年 3 月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表しました。

これまでに、多くの金融事業者が本原則を採択の上、取組方針を策定・公表し、また、一定数の金融事業者が、取組方針と併せて顧客本位の業務運営を客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を公表しています。

他方、自主的な KPI の内容は区々であり、顧客が KPI を用いて金融事業者を選ぶことは必ずしも容易でないことから、今般、長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを「見える化」するために、比較可能な共通 KPI と考えられる以下の 3 つの指標を公表しました。

- 運用損益別顧客比率
- 投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン
- 投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン

金融庁としては、今後、投資信託の販売会社において、これら 3 つの指標に関する自社の数値を公表することを期待します。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI について](#)」（平成 30 年 6 月 29 日）にアクセスしてください。

「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」の開催について

金融庁では、金融機関における障がい者等に配慮した取組みを促す観点から、平成 30 年 6 月 21 日に「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催しました。

意見交換会においては、各障がい者団体より、金融機関に対する要望等について、また、金融機関関係団体より、障がい者等に配慮した取組み内容等について説明があり、その後、意見交換が行われました。意見交換の概要は、以下のとおりです。

<障がい者団体の主な要望・ご意見>

- 金融機関のパンフレットの問合せ先として F A X 番号やメールアドレスを掲載してほしい。
- 車椅子利用者が A T M を利用しやすいよう、A T M の高さや足を入れるスペースに配慮してほしい。
- 複数の職員の立会いによる代筆・代読の対応範囲を広げるとともに、職員に代筆・代読対応について周知徹底してほしい。
- 金融機関関係団体で作成している、窓口におけるバリアフリーサービス向上のハンドブックについて、発達障がいも対象としてほしい。

<金融機関関係団体の主な取組み>

- 窓口におけるバリアフリーサービス向上のハンドブックを作成し、各金融機関に配布している。
- 各種講座の実施や講演会の開催等を通じて各金融機関職員への啓発活動を行っている。

- システム開発を行う際には、障がい者の意見を取り入れるなど、ユーザーフレンドリーに努めている。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、平成 30 年 7 月 6 日公表『[「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」議事概要の公表について](#)』にアクセスしてください。

障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

金融庁では、金融機関に対し障がい者等に配慮した取組みを要請しているところですが、その取組み状況を把握するため、各金融機関に対し、平成 30 年 3 月末時点での障がい者等に配慮した取組み状況についてアンケート調査を行い、その結果を 6 月 29 日に公表しました。各障がい者団体からいただいたご意見を踏まえて、アンケート調査の項目を見直し、金融機関職員の障がい者等への対応力向上のための取組み状況や知的・精神・発達障がい者への取組み状況等について、追加して調査を行いました。

主な調査結果は以下のとおりです。併せて、障がい者等に配慮した取組み事例や金融サービス利用者相談室等へ寄せられた声を公表しております。金融庁としては、各金融機関において、これらを参考として、障がい者等の金融取引の利便性向上に向けた取組みが推進されることを期待します。

主なアンケート項目 業態(注1)	視覚障がい者対応 ATMの設置率	目が不自由な方への 代読に関する内部規定の整備状況	預金取引に係る自筆 困難者への代筆に関する内部規定の整備 状況
主要行等 (うち都市銀行等)	約 92% (約 99%)	90% (100%)	100% (100%)
信託銀行	100%	100%	100%
その他の銀行	— (注2)	50%	50%
地方銀行等	約 79%	約 97%	100%
第二地方銀行	約 80%	100%	100%
信用金庫	約 84%	約 95%	約 100%
信用組合	約 81%	約 95%	約 99%
労働金庫	約 94%	100%	100%
農漁協等	約 68%	約 100%	100%

(注1) アンケート対象金融機関については、下記ウェブサイトよりご確認ください。

(注2) その他の銀行とは、個人向け事業を営む支店をもたない金融機関であり、自行にてATMを保有していないため、調査対象外としております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について](#)」（平成30年6月29日）にアクセスしてください。なお、ウェブサイトに掲載した資料については、テキスト形式のものもございますので、読み上げソフトをお使いの方はそちらもご利用ください。

全国信用金庫大会（於：経団連会館）

平成30年6月20日、経団連会館（東京都千代田区）において、全国信用金庫大会が行われました。

麻生大臣は、挨拶において「日本にとって、長期的に最大の問題は、少子高齢化による人口減少であり、地域の特定の都市に人口が集中しているという現象も大きな問題である。地域に活力ある企業が残るか残らないか、あるかないか、極めて大きな問題であり、地域の企業に活力を持たせるためには、その地域の金融がそこで生きていかなければならない。「地域創生」には、地域の企業と、その地域と、金融機関との間に共通の価値観が必要であり、そういった点で、中小企業の技術を見て回っている信用金庫など地元密着している金融機関は圧倒的に強い。地方に根差している中小企業、それを支えている信用金庫の強さというものが、日本を支えている地方の底力の根幹を成すものだと思う。」と述べました。



ミャンマー計画財務省に対する保険セクター支援計画の手交

平成 30 年 6 月 7 日、当庁において、越智隆雄副大臣は、マウン・マウン・ウィン・ミャンマー計画財務副大臣に対し、官民一体となって策定した「ミャンマー保険セクター支援計画：COMPASS for the Future of Myanmar's Insurance Sector」(注)を手交しました。

(注)正式名称：Comprehensive Map of Proactive Assistance (COMPASS)
for the Future of Myanmar's Insurance Sector

日本側としては、1990 年代以降築き上げられてきた両国間の保険分野の信頼関係を基礎に、ミャンマー側の理解と協力を確保しつつ、ミャンマー保険セクターの制度整備と能力の構築のため、官民挙げて計画に盛り込まれた支援策を実施する考えです。



ミャンマー保険セクター支援計画を手交する
越智隆雄副大臣



参加者代表による記念撮影

なお、本セミナーの前日、村井英樹大臣政務官は、マウン・マウン・ウィン・ミャンマー計画財務副大臣による表敬訪問を受けました。

村井政務官からは、ミャンマー政府と緊密に連携しながら、平成 30 年 1 月に手交した「[ミャンマー資本市場活性化支援計画 \(LIST for Myanmar's Future\)](#)」を、力強く前に進めて行きたいと述べました。

双方は、資本市場活性化や保険市場の発展等に向け、両国の金融分野における協力関係の強化を一層推進していくことについて、一致しました。



マウン・マウン・ウィン・ミャンマー
計画財務副大臣の表敬訪問を受ける村井英樹大臣政務官

※ 詳しくは金融庁ウェブサイトの「[国際関係情報](#)」の「その他」から「[ミャンマー計画財務省に対する保険セクター支援計画の手交について](#)」（平成30年6月7日）及び「[マウン・マウン・ウィン・ミャンマー計画財務副大臣による村井大臣政務官への表敬について](#)」（平成30年6月7日）にアクセスして下さい。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

- 価格下落の可能性
トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性

があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。



[「ICOについて ~利用者及び事業者に対する注意喚起~」](#)（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

(1) 情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

(2) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通 : 03-3506-6627

電子メール : pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通 : 03-3581-9854

F A X : 03-5251-2198

電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

